

兵庫教区寺族婦人会連盟規約

- 第一条 本連盟は、兵庫教区寺族婦人会連盟と呼び、事務所を兵庫教区教務所に置く。
- 第二条 本連盟は、浄土真宗の教義に基づき、寺族婦人としての特性を生かし、自ら聞法と伝道に励みつつ、会員相互の連絡と親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。
一、研修会の開催。
二、各種行事、大会の開催。
三、その他必要事項。
- 第四条 本連盟に、次の役員を置く。
1. 委員長 一名
委員長は、委員の互選により、連盟の運営全般を統理する。
2. 副委員長 二名
副委員長は、委員の中より選出し、委員長を助けて連盟の運営にあたる。
3. 会計 一名
4. 書記 一名
5. 幹事 若干名
6. 監査 二名
会計・書記・幹事は、委員の中より選出し、委員長・副委員長と共に運営委員会を構成し協議運営する。
監査は、委員の中より選出し、経理の状況を監査する。
7. 委員 各組一名
委員は、各組寺族婦人会より代表一名を組長が推薦し、会務の推進、組内会員の連絡協調を計る。
役員の任期は、二年とし、再任を妨げない。但し、任期中に役の交替がある時は前任者の残任期間とする。
- 第五条 本連盟に、参与を置くことができる。但し、委員総会の了承を経て教務所長がこれを委嘱する。
- 第六条 本連盟に、事務局を置き、担当者がこれにあたる。
- 第七条 本連盟は、毎年一回委員総会を開催することを例とし、委員長の申し出により教務所長がこれを召集する。
委員総会は、
1. 運動方針
2. 事業報告
3. 予・決算
4. 役員の選出
5. 規約改正
6. その他重要事項について審議決定する。
- 第八条 本連盟に、仏教讃歌研鑽・推進のためコーラス部をおき、名称を「アプサラス」とする。
1. アプサラスは主に、法要または行事に際し歌唱することを目的とする。
2. アプサラスは兵庫教区寺族婦人をもって組織する。
3. アプサラスは1項の目的を遂行するため次の事業をおこなう。
一 仏教讃歌の研鑽並びに普及に関すること
二 その他必要と認められること
- 第九条 本連盟の経費は、会費・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。
- 第十条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 附 則
1. 本規約は、平成21年8月21日より施行する。
2. 平成24年5月17日一部改正